

「やまなし」の主な農業産地



みなさんの相談にお応えします。

○ 就農相談・農地・住居・研修

山梨県就農支援センター
(山梨県農業振興公社) TEL 055-223-5747
(オンライン相談も可能です。
詳細はお問い合わせ下さい。)
HP <https://www.y-nk.jp/>

山梨県農業会議 TEL 055-228-6811

○ 就農相談・営農・経営指導

JAグループ山梨担い手
サポートセンター TEL 055-223-3502

○ 就農相談・農業次世代人材投資資金・制度資金・生産技術・経営指導

中北農務事務所	所管区域	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	TEL 0551-23-3292
峡東農務事務所	//	山梨市、笛吹市、甲州市	TEL 0553-20-2707
峡南農務事務所	//	市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町	TEL 055-240-4116
富士・東部農務事務所	//	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	TEL 0554-45-7806

○ 就農相談・制度資金

山梨県農政部農業技術課 TEL 055-223-1619
担い手・農地対策課 TEL 055-223-1621
HP <https://pref.yamanashi.jp/ninaite/index.html>

○ 農地確保・集積

山梨県農地中間管理機構
(山梨県農業振興公社) TEL 055-223-2760



「21世紀」山梨農業再発見！！



大自然の中で、
あなたの「いき甲斐」
を見つけよう！



山梨県就農支援センター
山梨県

やまなしで、チャレンジしませんか！ 自然いきいきはつらつ農業！応援します。

就農への確認事項

- 農業をやりたいと思っても、農地の確保や技術の習得など、色々なハードルを越えなくてはなりません。山梨で就農したいあなた、いくつかクリアできていますか？
- 農業をすることについて、家族の理解はありますか。
 - 農業の理解・知識や技術がありますか。
 - 農業経営部門、作目は決まっていますか。
 - 就農しようとする場所が決まっていますか。
 - 農地や住居の確保の予定がありますか。
 - 経営開始や生活に必要な資金を用意していますか。

就農までのみちすじ

※Step3~6での支援体制の詳細は右ページへ

(Step1)

新規就農希望者

- 農業をやってみよう！
- 山梨で農業をしたいという強い希望を持っている。
 - 就農について、家族の同意を得ている。

(Step2)

就農相談

- 農業のイメージを固めよう！
- 農業・農村について理解を深める。
 - どうすれば農業が始められるか、研修・農地・資金・住居について知る。
 - 目指す農業経営像を描く

相談窓口

山梨県就農支援センター（山梨県農業振興公社）
山梨県の各農務事務所・山梨県農業会議
JAグループ山梨担い手サポートセンター
市町村・市町村農業委員会・農業協同組合

(Step3)

技術習得

- 就農に必要な技術・経営を学ぼう！
- 就農研修に参加し、技術やノウハウを習得する。
- 交付要件を満たせば資金の交付を受けながら研修可能。（詳細右記）

(Step4)

就農計画の作成

- 就農計画を組み立てよう！
- 生産計画・販売計画・資金計画を明確にする。
 - 市町村長に青年等就農計画の申請を行い、認定を受ける。（認定新規就農者）

(Step5)

就農に向けた準備

- 生産基盤を確保しよう！
- 資金や農地、機械・施設、住宅を確保する。

(Step6)

就農

- さあ就農。がんばろう！
- 就農地への順応・生産・生活の開始

就農後

- 生産組織・地域組織への加入
- 営農技術・経営・販売・資金等の相談（農務事務所・JA）
- 各種社会保険制度への加入



山梨県では様々な支援を用意しています！

就農に向けた支援制度

専門学校農林大学校

高校卒業生等を対象に実践と優れた経験感覚を備えた農業経営者を育成します。また幅広い農業体験が出来る「就農トレーニング塾」と、農業法人等への就職を目指す方を対象に栽培や知識を習得する「職業訓練」を実施します。

やまなしあぐりゼミナール研修

県農業振興公社が実施機関となり、新規就農者育成総合対策事業の就農準備資金の交付条件に対応する長期研修を実施します。

シニア世代向け農業技術研修

概ね50歳以上の就農希望者を対象に、果樹・野菜等の農業技術研修を実施します。

新規就農者育成総合対策事業 就農準備資金（交付主体・県） （旧農業次世代人材投資事業準備型）

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）を交付します。

- 交付内容
- 県農林大学校（学生）、やまなしあぐりゼミナールで、概ね1年以上研修を受ける場合に、年間150万円を最長2年間交付。
- 主な交付要件
- 就農予定時の年齢が原則49歳以下であること。
 - 独立・自営就農または雇用就農または親元就農を目指すこと。
 - 常勤の雇用契約を締結していないこと。等

農業インターンシップ・ 雇用就農資金（旧農の雇用事業）

経営者や先輩社員と共に働き農業体験ができる「農業インターンシップ」と、雇用を通じて必要な技術・経営ノウハウを習得する「雇用就農資金」（農の雇用事業の見直し）を実施します。
※詳細につきましては、全国農業会議所ホームページをご参照いただくか、山梨県農業会議へお問い合わせください。

就農後の支援制度

新規就農者育成総合対策事業 経営開始資金（交付主体・市町村） （旧農業次世代人材投資事業経営開始型）

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付します。

- 交付内容
- 新規就農者に、年間150万円を最長3年間交付
- 主な交付要件
- 就農時の年齢が原則49歳以下であること。
 - 青年等就農計画の認定を受けること。
 - 交付終了後、交付期間と同期間営農継続すること。等

新規就農者育成総合対策事業 経営発展支援事業（交付主体・市町村）

就農後の経営発展に必要な機械・施設等の整備を支援します。

- 交付内容
- 機械・施設等の導入を支援（補助対象事業費上限1千万円、ただし経営開始資金交付対象者は上限5百万円）
 - 補助率3/4以内（国1/2、県1/4）
- 主な交付要件
- 就農時の年齢が原則49歳以下であること。
 - 青年等就農計画の認定を受けること。
 - 本人負担分について金融機関から融資を受ける。等
- 交付内容
- 新規親元就農者に100万円を交付（県1/2、市町村1/2）

親元就農者経営安定支援事業

国の支援制度の活用が困難な新規親元就農者に対して支援します。

- 主な交付要件
- 就農時の年齢が原則49歳以下であること。
 - 前年所得600万円以下（本人及び配偶者の合計）等農家子弟が、経営規模拡大のために必要な農業用機械のリース方式での導入に対して支援します。

果樹王国やまなし就農支援事業

農地利用効率化等支援交付金

青年等就農資金

認定新規就農者が活用できる経営開始のための無利子の長期資金で、農業生産のための施設や機械の取得などに活用することができます（ただし、貸付条件があります。）

農地の確保

農地を購入・借りる場合には、農地中間管理機構や市町村の農業委員会、JA等と相談し、情報収集や許可の手続きを進めていきます。なお、研修先や地域から信頼を得て、紹介してもらうのが近道となります。